

事務連絡  
令和2年3月8日

各市町村介護保険担当課長 様  
各高齢者福祉施設等管理者 様

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局  
介護保険課長

高齢者介護サービス事業所等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が  
発生した場合等（疑いの場合も含む）の対応について

高齢者介護サービス事業所等の利用者等（高齢者介護サービス事業所等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、厚生労働省健康局結核感染課、同省老健局高齢者支援課等関係課より令和2年2月18日付け「社会福祉施設等の利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応」が発出されているところです。

高齢者介護サービス事業所等において、その利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合（疑いの場合も含む）の利用停止等の措置及び臨時休業、その他サービスの提供等に関する、県への連絡・相談先は下記のとおりですのでお知らせします。

#### 記

<連絡・相談先>

奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課

<電話番号>

平日の8：30～17：15は、0742-27-8532

※ 上記以外の時間で緊急の場合は、0742-22-1001（県庁夜間代表）へお電話ください。折り返し介護保険課から連絡します。